

IBM Cloud リセール契約条項

本 IBM Cloud リセール契約条項（以下「本リセール条項」という）は、自社で使用する目的の第三者に IBM Cloud を販売する目的で、ソフトバンク株式会社（以下「当社」という）に対し、「ソフトバンク IBM Cloud 申込書」に基づき申し込み、当社の「契約条項」（以下「本件契約条項」という）の定めに基づき、当社と IBM Cloud（以下「本件サービス」という）を利用する権利（以下「本件利用権」という）の購入に関する契約（以下「本契約」という）を締結する場合に適用する条項であり、本リセール条項に定める契約条件は、本件契約条項と一体となり、本契約に関する契約条件となることを、本契約の申込者（以下「リセラー」という）は、予め承諾するものとする。

第1条（IBMの行動規範）

リセラーは、本件サービスが、日本アイ・ビー・エム 株式会社（以下「IBM」という）およびIBMの関連会社のサービスであることを予め承諾の上、本件利用権を当社から購入して第三者に販売するものとし、第三者への販売に関し、IBMのウェブサイトから入手できる最新のIBMの行動規範および本件利用規約（以下で定義する）を遵守することに合意するものとする。

<IBMの行動規範>

https://www-356.ibm.com/partnerworld/wps/servlet/ContentHandler/pw_com_jnw_code_conduct

第2条（遵守事項）

- 1.リセラーは、連邦海外腐敗行為防止法、賄賂禁止に関する法令、政府・公共団体との取引に関する法令、独占および競争に関する法令、税および輸出、インサイダー取引、ならびに証券および財務報告に関する法令、消費者との取引に関する法令、ならびにデータおよびプライバシーに関する法令を含む、あらゆる適用法令および規則を遵守するものとする。リセラーは、かかる遵守に必要なすべてのライセンスを購入し、すべての手数料その他の料金を支払うものとする。
- 2.リセラーは、直接間接を問わず、何らかの支払い、贈与、その他価値あるもの（宿泊、航空運賃、娯楽、食事などを含みます。）を提供もしくは贈呈し、提供もしくは贈呈を約束し、または提供もしくは贈呈の権限を与えることを、いかなる個人または団体に対しても、以下のいずれの目的でも行ってはならないものとする。
 - (1) 行為または決定に不当に影響を及ぼす目的
 - (2) 合法的な義務に違反した行為または不作為を働きかける目的
 - (3) 影響力の悪用を働きかける目的
 - (4) 不当な利益を確保する目的
 - (5) 連邦海外腐敗行為防止法を含む、反腐敗もしくは賄賂禁止に関する適用法令にかかる違法な目的。
- 3.当社は、リセラーが本条に違反した場合、または違反のおそれがあると判断する相当な理由がある場合、直ちに本契約を解約することができるものとする。

第3条（取引の記録）

リセラーは、本件サービスならびに本件利用権の調達および販売その他の取引を確認するために必要な取引文書その他の書類、帳簿および記録を、法令の定めに基づき適正に保管するものとする。当社または IBM は、合理的に通知した場合、これらの書類を監査できるものとする。

第4条（監査への協力）

当社、IBM または当社もしくは IBM の監査人は、リセラーが本契約を遵守しているかどうかを定期的に監査することができ、当該監査は、リセラーの通常の営業時間内に行うことができるものとする。かかる監査に関連して、リセラーは、当社、IBM または当社もしくは IBM の監査人から、関連する記録およびシステム・ツールの出力の提供の要請を受けた場合、その要請に応じるものとする。当社および IBM は当該記録および当該出力の写しを取り、保管することができるものとする。

第5条（禁止事項）

- リセラーは、IBM の正式な権限を付与された代表者による文書における事前承諾無しに、次の事項は行わないものとする。
- (1) IBM に代わって表明もしくは保証、またはコミットメントを行うこと。
 - (2) IBM が本件サービスの利用規約（以下「本件利用規約」という）に定める内容の範囲を超え、またはそれと異なる内容で、本件サービスに関する表明または保証を行うこと。
 - (3) 本件サービスに含まれる守秘義務表示または所有権など権利の帰属に関する事項の変更、削除、修正、曖昧化。
 - (4) 本条項に定める権利および義務を第三者に譲渡または委託すること。
 - (5) 本サービスを自社利用以外の第三者に販売すること

第6条（保証）

当社は、リセラーに対して本件利用権を販売するものであり、本件サービスの提供者ではなく、本件サービスの提供、サービス内容、その他の条件について一切保証（商品適格性、特定の目的への適合性、第三者権利の不侵害、権原、利便性、信頼性又は取引過程若しくは取引使用から派生する保証を含

むがこれらに限定されないものとする）しない。

第7条（免責・責任制限）

- 1.リセラーは、第三者に対し、本件利用権を販売するにあたり、販売先の本件サービスの利用者に対し、次の条件を含む契約条件を付して契約を締結するものとする。
 - ・法律によって要求される場合を除き、IBM およびその関連会社は、間接損害もしくは偶発的な損害（責任を問わない）、派生的損害、偶発的損害、利益の喪失、最終顧客の喪失、または契約の喪失に関連して発生した損害、費用、損害、補償、払い戻しまたは損害に対する責任を負うものではないこと。当該免責の適用は、第三者の請求、監督者を含む第三者が課した罰金、データやコンテンツの予期しない保存、喪失、損害、代替商品やサービスの調達費用、その他の商業的損害、またはその他の理由によりIBMがかかる損害の可能性を妥当に予知していたか否かに関わらず、契約または不法行為（過失、契約違反、誤解、またはその他）その他いかなる請求原因にかかわらず、また、IBM がそのような損害の可能性について知らされていたかどうか、または IBM がそのような損害の可能性を予期していたかどうかを問わない。
- 2.リセラーは、本契約に関連して生じた損害につき、IBM を免責し、IBM に対してかかる損害の賠償を請求しない。また、リセラーは、リセラーによる本件利用権の第三者への販売にかかる契約に関連して発生した損害については、リセラーの責任において賠償し、IBM 及び当社はかかる損害について何ら責任を負わないものとする。
- 3.当社は、いかなる場合も、リセラーに対し、本契約に起因又は関連した、代替製品又はサービスの調達費用、逸失利益、消失データ若しくは事業、又はその理由若しくは法的責任の根拠に関係なく（契約上の責任、不法行為（過失責任を含む）、無過失責任その他とする）各種の間接損害賠償、特別損害賠償、偶発的損害賠償、懲罰的損害賠償又は派生的損害に関する責任を負わない。

第8条（商標等）

IBM、IBM logo、ibm.com は、International Business Machines Corporation の米国およびその他の国における商標であり、これらを含むロゴ、サービス名などを含む IBM またはその関連会社の商標等（<http://www.ibm.com/legal/copytrade.shtml>）については、リセラーは、これらの商標等の利用方法等についてあらかじめ IBM またはその関連会社に提示した上で当社または IBM もしくはその関連会社の書面による承諾を得ない限り、使用することはできないものとする。リセラーがこれらの商標等を使用する場合、IBM からの指示に従い、IBM またはその関連会社との間で IBM またはその関連会社の定める利用契約等を締結し、かかる利用契約等に従って使用するものとする。

第9条（機密保持）

- 1.リセラーおよび当社は、本契約に関連して相手方から入手した営業上、技術上の情報、個人情報その他一切の情報（以下「秘密情報」という）を、本契約の目的のためにのみ使用し、相手の書面による承諾なくして第三者に開示、提供又は漏洩してはならない。但し、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれない。
 - (1) 開示の時に公知であった情報
 - (2) 開示の後、受領者の守秘義務違反によらずに公知となった情報
 - (3) 開示の時に受領者が既に正当に保有していた情報
 - (4) 譲渡または開示の権利を有するものから守秘義務を課されることなく入手した情報
 - (5) 開示者が秘密情報から除外することを書面により同意した情報
- 2.前項の定めにかかわらず、当社は、当社が本契約に基づきリセラーから受領したリセラーの機密情報を、当該目的に必要な範囲で IBM に対し開示することができるものとする。

第10条（その他）

本リセール条項に定める以外の本契約の契約条件については、本件契約条項の定めによるものとし、IBM から利用者への本件サービスの提供条件については、IBM の定める本件利用規約に定める通りとする。

以上